

女性も男性も互いに自立し、人格と個性を尊重し合い、共に豊かに生きていける社会の実現をめざした「向日市女性政策21世紀プラン」ができました。プランは、21世紀を展望しつつ、西暦2000年(平成12年)までの長期的な視野に立って、「女性問題」を解決する方策を明らかにしています。

性

政

策

21

世

紀

プ

ラ

ン

新

し

い

暮

ら

し



### プランの概要

「女性政策プラン」は、男女共同参加社会の実現をめざして、向日市の21世紀に向けての施策を女性問題の視点から見直し、女性政策を総合的、計画的に推進していくものです。プランは21世紀社会を展望しつつ、西暦2000年(平成12年)までの10年間に推進すべき、施策の方向と事業内容を定めています。今後、市ではこのプランに基づいて、市民と行政が一体となって、具体的な取り組みを進めていきます。

### プランの基本視点

「男は仕事」「女は家庭」というように、性の違いによって、はじめから役割を固定してしまう考え方を『性別役割分担意識』といいます。このような考え方や意識が性による差別を助長するとともに、女性の社会参加を阻み、男女ともに自立を困難なものにしてきました。「女性政策プラン」は、このような性別役割分担意識を改め、男女が社会のあらゆる分野に共に参加し、その発展を支える「男女共同参加社会」の実現をめざします。

### 5つの柱

女性問題解決のために取り組むべき課題として、5つの柱を立てています。

- 1 あらゆる分野への男女共同参加の促進
- 2 女性の自立と社会参加を進める条件整備
- 3 女性の健康づくりの促進
- 4 男女平等の風土づくり
- 5 総合的な女性政策の推進

# する社会をめざして

## 女性の自立と社会参加を進める条件整備

### 高齢者問題は女性問題

女性は、男性と比べて平均寿命が長く、そのため、寝たきりや痴呆になる可能性が高く一人暮らしも増えています。また、伝統的な性別役割分担のもとで、家庭中心に生きてきた女性の多くは、経済的な自立が困難であったり、男性は生活上の自立という面で不安が大きくなっています。加えて高齢者の介護や看護は、ほとんど女性が担っているのが現状です。このように高齢者問題の中での女性問題の比重は大きくなっています。女性問題の視点から積極的な対応が求められています。

男女共同参加の社会を築いていくためには、意識啓発とともに、女性の自立と社会参加を進めるための条件整備が必要です。「育児や介護は女がするもの」という固定的な性別役割分担のもとに、子育てや高齢者・障害者の介護や看護は、女性の肩にかかっているのが現状です。女性も男性もともに家庭生活と職業の調和を図っていくべきよう、育児期における保育環境の整備とあわせて、高齢者、障害者福祉の充実



う、福祉の充実を図ります。また、家庭での介護負担を軽くするための、在宅サービス等の充実を図ります。

(3)母子家庭等の福祉の充実  
経済的な基盤が不安定であったり、日常生活に困難をきたすことのできる父子家庭などに対して、生活の安定を図るための支援策を充実させます。

## あらゆる分野への男女共同参加の促進

国際理解と交流を深めるため、地域の国際交流活動への女性の参加を促進します。また、平和への意識を高めるよう啓発に努めます。あわせて、男性の家庭生活への参加を促進するための条件整備を行います。



洛西浄化センターを見学する市政モニターのみなさん

平和で調和のとれた、活力ある社会にしていくなめには、家庭・地域・職場など、社会のあらゆる分野に男女がともに参加しなければなりません。とりわけ、政策や方針の決定に女性の意見を反映させていくことが大切です。これからは女性の社会参加の促進と同時に、男性も家庭や地域への参加を促進する男女の「相互乗り入れ」が求められています。

〔施策の方向〕  
(1)政策・方針の決定過程への男女共同参加の促進  
行政委員会、審議会等の女性委員比率の目標を20%とし、その達成に努力します  
(2)社会活動・地域活動への男女共同参加の促進  
国際理解と交流を深めるため、地域の国際交流活動への女性の参加を促進します。また、平和への意識を高めるよう啓発に努めます。あわせて、男性の家庭生活への参加を促進するための条件整備を行います。

ボランテア活動等の地域活動に、女性だけでなく男性の参加も促進されるよう、条件整備と啓発に努めます。また、女性団体やグループなど、市民の自主的な活動を支援します。  
(3)国際交流の推進と平和への貢献  
高め、平和教育を推進します。  
(4)就労における男女平等の推進と啓発  
女性をとりまく労働条件の改善と働きやすい環境づくりが必要です。関係機関との連携を図りながら、就労における男女平等の推進と、男女ともに仕事と家庭との調和を図れるよう、育児休業、介護休業制度等の普及・啓発に努めます。  
(5)男女共同参加の家庭づくりの促進  
介護などの家庭責任を、男女がともに担っていくという認識を定着させ、理解と協力のもとに家庭が形成されるよう啓発に努めます。